## 国整備指針と異なる独自の要件案 (東京都がん診療連携協力病院)

東京都がん診療連携協力病院は、都が指定する、がんの部位(肺・胃・大腸・肝・乳及び前立腺)ごとに充実 した診療機能を持つ病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

診療機能(医療安全の推進等を含む)については、原則、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要 件とする。ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

## <要件緩和の基本的な考え方>

- ①部位ごとの指定であることを考慮して、例外として要件緩和や特例措置を行う
- ②人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する場合があること から、経過措置を設け、猶予期間を与える
- ③地域の支援機能として行う、地域の関係者などを集めた研修の開催などについては、拠点病院を中心と
- する役割として定められているため、協力病院に関しては要件を緩和する
- ④国指定でなければ充足できないものに関しては、指定要件としない。

要件

A:必須

B:望ましい(\*)

C:望ましい

○国拠点病院の指定要件と異なる点については、以下のとおり

国拠点病院の要件 (令和4年8月1日施行)	要件	協力病院の独自の指定要件案	要件	
1 都道府県協議会における役割	1 都道府県協議会における役割			
各都道府県の他の拠点病院等と協働して都 道府県協議会 <u>を設置し、その運営に主体的</u> に参画している。	А	東京都がん診療連携協議会に参画している。	А	
その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、 <u>当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたるとともに、</u> 都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めている。	A	その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、東京都がん診療連携協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めている。	А	
2 診療体制 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
(1) 診療機能	~ TH /I	ıı.	I	
①集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の	り提供			
ア <u>我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、</u> 手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供している。	A	指定を受けようとするがん種について、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供している。	A	
②手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制	の特	記事項		
カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第 三者機関による出力線量測定を行い、放射 線治療の品質管理を行っている。	A	自施設にて放射線治療を実施している場合 は、関連する学会のガイドライン等も参考に、 第三者機関による出力線量測定を行い、放 射線治療の品質管理を行っている。	А	
③ 緩和ケアの提供体制				

ii	緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備している。自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知している。ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表している。	А	自施設にて放射線治療を実施している場合 は、緩和的放射線治療を患者に提供できる 体制を整備している。自施設の診療従事者 に対し、緩和的放射線治療の院内での連携 体制について周知していることに加え、連携 する医療機関に対し、患者の受入れ等につ いて周知している。ホームページ等で、自施 設におけるこれらの実施体制等について分 かりやすく公表している。	A
	也域連携の推進体制	I	T	
ア ii	希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備している。	А	指定を受けようとしないがんについて、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備している。	А
1	地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備している。	А	地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な <u>連携協力体制</u> を整備している。 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な <u>教育体制</u> を整備していることが 望ましい。	A•C
ウ	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報 を <u>集約し、当該がん医療圏内の医療機関や</u> がん患者等に対し、情報提供を行っている。	А	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報 を、 <u>自施設のがん患者</u> に対し、情報提供を 行っている。	А
+	当該がん医療圏において、地域の医療機関 や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事 者とがんに関する医療提供体制や社会的支 援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分 担や支援等について <u>検討する場を年1回以</u> 上設けている。	А	当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場に年1回以上参画している	А
ク	都道府県や地域の患者会等と連携を図り、 患者会等の求めに応じてピア・サポートの質 の向上に対する支援等に取り組んでいる。	А	都道府県や地域の患者会等と連携を図り、 患者会等の求めに応じてピア・サポートの質 の向上に対する支援等に取り組んでいること が望ましい。	С

5	セカンドオピニオンに関する体制			
イ	当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表している。	А	指定を受けようとするがん種について、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表している。	A
6	それぞれの特性に応じた診療等の提供体制			
7	小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備している。	А	小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備していることが望ましい。	С
	沙療従事者			
	専門的な知識・技能を有する医師の配置			
ア	当該施設で対応可能ながんについて専門的 な知識及び技能を有する手術療法に携わる 常勤の医師の人数(1人以上)	А	指定を受けようとするがん種について専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師の人数(1人以上)	А
ウ	専従の放射線治療に携わる専門的な知識及 び技能を有する常勤の医師の人数(1人以 上)	A	肺がん、肝がん、乳がん又は前立腺がんについて指定を受けようとする場合、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数(1人以上)なお、胃がん又は大腸がんについて指定を受けようとする場合で、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の配置がない場合は、他の医療機関から協力が得られる体制を確保すること。	А
	_	Ī	麻酔科専門医が配置されていることが望ましい。	С
		_	肺がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の呼吸器に関する専門資格を有する医師を配置すること。	А
	_	_	胃がん又は大腸がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の消化器に関する専門 資格を有する医師を配置すること。	А
	_	_	肝がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の消化器に関する専門資格を有する医師を配置すること。	А
	_	_	乳がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の乳腺に関する専門資格を有する 医師を配置すること。	А
	_	-	前立腺がんについて指定を受けようとする場合は、常勤の泌尿器科に関する専門資格を 有する医師を配置すること。	А

②専 ア	②専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置				
	放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数(2人以上)	В	自施設にて放射線治療を実施している場合 は、放射線治療に携わる専門的な知識及び 技能を有する常勤の診療放射線技師の人数 (2人以上)	В	
	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等の人数 ※1人以上の配置が必要	А	自施設にて放射線治療を実施している場合 は、専従の放射線治療における機器の精度 管理、照射計画の検証、照射計画補助作業 等に携わる専門的な知識及び技能を有する 常勤の技術者等の人数(1人以上) 【経過措置期間:1年間】	А	
	放射線治療部門に配置されている、専従の 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能 を有する常勤の看護師の人数 ※1人以上の配置が必要	А	自施設にて放射線治療を実施している場合 は、放射線治療部門に配置されている、専従 の放射線治療に携わる専門的な知識及び技 能を有する常勤の看護師の人数(1人以上) 【経過措置期間:1年間】	А	
3 彰	家 実績				
(1)	①または②を概ね満たしている。 ①以下の項目をそれぞれ満たしている。 ア 院内がん登録数 (年間500件以上) イ 悪性腫瘍の手術件数 (年間400件以上) ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 (年間1,000人以上) エ 放射線治療のべ患者数 (年間200人以上) オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 (年間50人以上) ②当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績がある。	А	指定を受けようとするがん種について院内が ん登録数(入院、外来は問わない自施設初 回治療分)が以下に提示する要件を概ね満 たすこと。 ・肺がん 年間80件以上 ・胃がん 年間80件以上 ・肝がん 年間30件以上 ・肝がん 年間100件以上 ・大腸がん 年間100件以上 ・乳がん 年間60件以上	А	
	、材育成等	<u> </u>			
(3)	「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催している。	А	「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催していることが望ましい。	С	
(4)	連携する地域の医療施設におけるがん診療 に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研 修の受講勧奨を行っている。	А	連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行っていることが望ましい。	С	
(5)	(3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催している。		(3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、拠点病院等が実施する地域の診療従事者を対象とした研修に協力するとともに参加しているほか、地域の診療従事者を対象としたカンファレンスを定期的に開催している。	А	
(8)	医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力している。	А	医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力していることが望ましい。	С	

5 村	5 相談支援及び情報の収集提供				
	_	-	(1)自施設のがん患者及びその家族に相談 対応する窓口を設置すること。	А	
(1)	相談支援を行う機能を有する部門(がん相談 支援センター)を設置し、①から⑧の体制を 確保した上で、がん患者や家族等が持つ医 療や療養等の課題に関して、病院を挙げて 全人的な相談支援を行っている。	А	(2)相談支援を行う機能を有する部門(がん相談支援センター)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行っていることが望ましい。 ※がん相談支援センターを設置する場合は、国と同様の要件を求める。	С	
(3)	情報提供•普及啓発				
<del></del>	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報している。 特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行っている。	А	自施設のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報している。 特に、指定を受けようとするがん種について、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行っている。	А	
<b>6</b> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	床研究及び調査研究				
(1)	政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力している。 <u>また、これらの研究の協力</u> 依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する。	А	政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研 究に協力している。	A	
(2)	臨床研究コーディネーターを配置している。	А	臨床研究コーディネーターを配置している。 【経過措置期間:1年間】	А	